

下野市農業経営支援事業 継続支援金の申請はお済みですか？

燃油価格・資材・肥料等の高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している農業者の皆さまに対し、本市独自の支援金を交付します。申請がお済みでない方は、期限までに申請してください。

■ 交付対象者

- ・市内の農地において営農している農業者等（個人・集落営農組織・農業法人）
- ・市外在住の認定農業者または認定新規就農者のうち、市内で営農を行っている方

■ 交付要件

- ・今後も引き続き、市内で営農を継続する意欲があること
- ・個人の場合は、令和3年分確定申告書、法人の場合は、前事業年度の確定申告書を提出していて、農業による収入を申告していること（住民税のみの申告の場合は、本交付金の対象外）
- ・個人の場合は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給していないこと
- ・市税及び公共料金（水道・下水道料金）を滞納していないこと（申請前に未納分がないことを要確認）
- ・市暴力団排除条例に規定する暴力団等に関係がないこと

■ 対象者区分・支援金額

対象者の区分	支援額
主たる事業所を市内に有し、営農を行う集落営農組織または農業法人	20万円
市内の認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	10万円
市外に住所を有する者で、市内の農地において営農を行っている認定農業者及び2年目以降の認定新規就農者	
認定農業者及び認定新規就農者を除く、市内でかんぴょうの生産を行っている農業者 上記以外の市内農業者	5万円

※支援金は、いずれかの区分により1回だけの交付となります。

■ 申請書類の入手方法 市ホームページや農政課、市内のJA窓口で配布

■ 申請方法 農政課窓口へ提出または郵送

■ 申請期限 2月28日(火)必着

■ 申請・問い合わせ先

農政課 ☎(32)8906

〒329-0492 笹原26



農業資材等価格高騰対策に関する国・県の支援事業

農業資材・肥料・飼料・燃油等の価格高騰に対し、農業経営の安定化を図るための、国・県の支援事業をお知らせします。令和4年度事業のため、募集期限が迫っている事業もありますので、申請を希望される場合はお急ぎください。

主な支援策

販売農家に対する肥料購入費の支援、畜産農家に対する飼料購入費の支援、施設園芸農家に対する省エネ機器の導入支援、新規就農者に対する支援など
※詳細は県HPをご確認ください。

🌐 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/koutoutaisaku.html>

■ 問い合わせ先

下都賀農業振興事務所

☎0282(23)3425



県HP

価格高騰緊急支援給付金 確認書等の提出をお忘れなく

住民税非課税世帯の方で、市から「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」が送付されている方は、提出期限を過ぎると給付金を受け取ることができません。提出がお済みでない方は、忘れずに提出してください。

また、令和4年1月以降の家計急変のあった世帯の方は、社会福祉課などに設置している指定の申請書類を提出してください。

■ 支給額 1世帯あたり5万円

■ 提出方法

・確認書(対象者あてに通知)を同封の返信用封筒で返送、または社会福祉課窓口へ直接提出

・社会福祉課で申請書を記入のうえ、必要書類と併せて提出

■ 申請期限 1月31日(火)

■ 申し込み・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8899